

「にいがた観光親善大使」派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、にいがた観光親善大使（以下「大使」という。）の派遣について、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 大使は、新潟の観光を国内外にPRし、イメージアップを図るため、観光振興及びコンベンション事業等の諸行事に参加するものとする。

(活動基準)

第3条 大使は、次に掲げる基準に基づき活動、派遣するものとする。

- (1) コンベンションのうち次に該当するもので、かつ公益財団法人新潟観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が認めたものの支援活動
 - ア 協会コンベンション開催補助金交付要綱（以下「開催補助金」という。）第2条に規定するコンベンション
 - イ 支援活動をする事により、新潟のPRや外客誘致の効果が期待できるコンベンション
 - ウ 特定の団体・企業及び主催者個人の便宜やPR、営利に関わらないコンベンション
- (2) 新潟市及び民間団体等が主催する公共的行事や外客誘致セールスの支援
- (3) 協会の賛助会員、新潟の諸官庁又はその外郭団体等が主催する行事の支援
- (4) 慈善事業を目的に組織されている団体（ロータリー、ライオンズクラブ等）の主催する行事の支援
- (5) 地域振興に寄与すると認められる市民団体及び民間団体等の主催する行事
- (6) 他都市が主催する公共的行事のうち参加依頼があったものの支援
- (7) 大使の活動にふさわしいと認められる行事の支援
- (8) 協会事業や新潟の観光資源及び地域振興に寄与すると認められる事項のSNS発信およびメディア出演
- (9) その他、理事長が特に認めたもの

(禁止事項)

第4条 大使の品位を保持するため、次の各号に掲げる活動を禁止する。

- (1) 大使の品位を損なう公序良俗に反する活動
 - (2) 酒宴接客活動
- 2 前項に定めるものの他、理事長が禁止と認める活動

(服装)

第5条 派遣の服装は、原則として指定の制服とする。ただし、派遣内容により制服以外の服装を希望する場合は、事前に協議のうえ、協会の了解を得ることとする。

- 2 安全上の観点から、派遣活動場所までは原則私服で移動することとする。

(派遣依頼)

第6条 大使の派遣を依頼しようとする者は、「にいがた観光親善大使派遣依頼書（様式第1号）」を協会に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の依頼書の提出があった場合は、「にいがた観光親善大使派遣承認書（様式第2号）」をもって通知するものとする。

(派遣費用)

第7条 大使の派遣費用は、次に定めるとおりとする。

活動内容・時間帯	金額
1 日（8時間以内）	18,000円
半 日（4時間以内）	12,000円
移 動 の み	5,000円

2 派遣場所が新潟市内の場合は、特別な場合を除き交通費は不要とする。ただし、申し出があれば依頼者負担とすることができる。

3 新潟市外への派遣の場合は、依頼者が往復の交通費及び宿泊費（宿泊を要する場合）を負担し、手配することとする。

4 宿泊を伴う派遣の際は食卓料として1泊につき1,400円を上記派遣費用に追加して請求することとする。ただし、夕食が提供される場合はこの限りではない。

5 1日の派遣時間は原則実働8時間以内とする。

6 派遣時間が事業などの内容により8時間を超える場合は、その都度協議のうえ決定し、1時間あたり2,000円の追加料金を請求することとする。但し、最大10時間以内とする。

(派遣費用の減免)

第8条 大使の活動に対する派遣費用の減免は次に定めるとおりとする。

依頼者	活動内容	派遣費用
協会賛助会員	新潟市の観光・MICE 振興に寄与するもの	1日：15,000円 半日：7,500円
開催補助金の交付対象となるコンベンション主催者	歓迎挨拶、観光 PR、式典介助、レセプション、フォトセッション等	1会期中に1回、1名免除

2 上記減免にかかわらず、理事長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。

第9条 この要綱に定めるもののほか、大使の派遣に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。